

岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例

令和7年3月28日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、岸和田市貝塚市清掃施設組合において現に施行中の条例（以「既存の条例」という。）の整理について必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「岸和田市貝塚市清掃施設組合」を「岸和田市貝塚市広域事務組合」に改める。

2 前項の規定による既存の条例の改正により、当該条例の内容が不適合となる字句については、同項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。